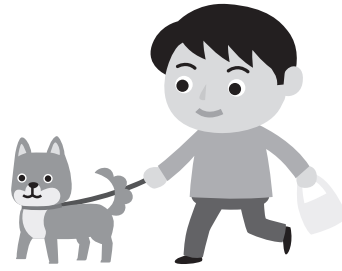


犬・猫などの
飼い主の
皆様へ

責任を持って「しつけ」をしましょう



犬・猫などのペットは、私たちの生活に潤いと安らぎをもたらしてくれます。その一方で、ペットの鳴き声などによる近隣とのトラブルやフンの処理に対する苦情なども多く寄せられています。

飼い主の皆さんは、責任を持ってしつけをし、人と動物が安心して暮らせるようにしましょう。

狂犬病予防のために

狂犬病は、世界の広い地域で発生している、人と動物に共通した病気です。日本においても、平成18年にフィリピンで犬に咬まれ、帰国後発症し死亡した事例が発生しています。

狂犬病は、感染後、発症すると治療することができませんが、飼犬に予防注射をすることで発症を予防することができます。飼犬を狂犬病から守ることはもちろん、飼い主自身や家族、近隣の住人や他の動物への感染を予防できます。

犬の登録と狂犬病予防注射は済んでいますか

狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬には、飼犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられており、室内で飼っている犬についても登録と注射が必要です。

これらの手続きが済んでいない飼い主は、20万円以下の罰金に処せられる場合がありますので、今年度まだ注射を受けていない場合は早めに受けましょう。また、飼犬の登録は住民環境課や町内・千曲市の動物病院で受け付けています。（登録手数料3,000円が必要です。）

※交付された鑑札と狂犬病予防注射済票は犬に付けておきましょう。

ペットと暮らす皆さまへ 防災の備えを 強化しましょう！

災害はいつ起きるかわかりません。大切な愛犬・愛猫を守るため、日頃から防災の準備をしておくことが重要です。ペット用の避難用品として、フードや水、薬、トイレ用品のほか、キャリーバッグやリードも準備しておきましょう。また、ペットが迷子になった場合に備え、マイクログリップ情報の登録を済ませておくことも忘れなく、マイクログリップ装着は法律で義務化されており、迷子や災害時に個体情報から迅速に飼い主が特定できるので安心です。防災準備の備えは、家族の一員であるペットの命を守るための大切な習慣です。この機会にぜひ見直してみませんか？

なお、犬と猫のマイクログリップ情報登録の詳細については、コールセンターへお問い合わせください。

犬が死亡した時は

犬が死亡した時や犬の所有者、所在地などが変更になった時は、住民環境課に届け出をお願いします。また、葛尾組合では、犬・猫などのペットの火葬を行っています。

◎問い合わせ先 葛尾組合
☎822-2349

猫の適正な飼育と

「地域猫活動」について

猫は、病気や事故、怪我予防のため、屋内飼育に努めましょう。また、飼い主のいない猫による被害改善は「地域猫活動」が有効です。

「地域猫活動」とは、飼い主のいない猫に対し、責任をもってエサやトイレを管理する方が不妊去勢手術を施して、地域の生活環境を保ちつつ、一代限りの命を地域で見守る活動です。具体的な内容は次のとおりです。

◆時間と場所を決めてエサを与え、済んだらすぐに片付ける
◆猫トイレを設置してしつける
◆不妊去勢手術を施して増えないようにする

◆フンの片付けをするなど、地域の理解が得られるよう努める
町内では、助言や不妊去勢手術のための捕獲など、「地域猫活動」をサポートするボランティア団体が活動しています。詳しくは住民環境課にお問い合わせください。

フンや尿は飼い主が責任をもって片付けましょう

道路・公園などの公共の場所や他人の土地などに犬や猫のフンや尿が放置される苦情が多数寄せられています。

自宅の敷地内でフンをするようにしつけ、犬の散歩の際は、スコップ、袋、水を入れたペットボトルなどを持参し、他人の土地や公共の場所を汚さないようにしましょう。

◎問い合わせ先

住民環境 課環境保全係
☎822-3111（内線125）
直通75-6204